

町制 90 周年記念大町町 P R 業務委託仕様書

1 委託業務名

町制 90 周年記念大町町 P R 業務

2 業務目的

町制施行 90 周年という節目において、次の 100 年に向けた持続的な地域発展を見据え、大町町の魅力を発信し「選ばれ続ける町」のイメージを確立することを目的とする。

そのため、SNS や動画等を活用した情報発信による認知拡大から、大町町のファンを創出し、関係人口の増加に結び付けるものとする。

3 業務内容

受託者は本業務の目的を理解し、首都圏等を中心とした 20 代から 50 代のニーズを捉え、以下の制作等にかかる全ての業務を行うものとする。

(1) 動画の制作

ア PR の動画の内容は、閲覧者の興味関心を喚起するものとし、ターゲット層への訴求力の高いものとする。

イ 単に町の魅力を紹介するだけでなく、大町町への来訪やふるさと納税等を通じて大町町を応援したいという意欲を掻き立てるような要素を取り入れること。(例：町のパワースポット、食、自然等)

ウ 撮影に関する事項

(ア) 動画の作成にあたっては、基本的に新規での撮影を原則とする。ただし、本事業の趣旨に合致し、かつ、町の魅力の発信に適していると判断できる既存の動画又は写真等がある場合は、発注者に相談のうえ使用することも可能とする。使用許可の手続き等は受託者にて行うこと。

(イ) 撮影許可等の各種手続き及び必要となる調整は、受託者において行うこと。

(ウ) 出演者を起用する場合は、出演者の肖像権利用許諾書を取得し、業務完了後に発注者に提出すること。

エ 動画の規格等

(ア) 動画の長さは、30 秒以内のショート動画を 3 本以上及び 5 分程度のロング動画を 1 本とすること。30 秒以内ショート動画は、大町町公式 SNS 等で発信するための、町の認知・魅力の拡散を軸とした動画を作成し、9 月末までに最低 1 本は納品すること。5 分程度のロング動画は、町制 90 周年記念式典からの使用を考えており、大町町の歴史を時系列で 0 歳（町制施行開始）から 90 歳（現在）に至るまでのストーリー構成とし、その後

100年に向けた希望のビジョンを演出表現すること。また、式典以外でも使用できるよう、30秒から1分程度に編集したショート版を作成することとし、具体的な表現方法については協議のうえ決定する。

オ 動画の編集等

- (ア) ナレーションや出演者のセリフがある場合は、日本語のテロップを挿入するように努めること。
- (イ) BGM等の音楽材料の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の承諾が必要な場合の手続きは受託者において行うこと。
- (ウ) SNSでの配信を想定し、特に冒頭10秒以内で視聴者の興味を喚起する表現を工夫すること。
- (エ) 5分程度のロング動画の制作において、発注者における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

(2) SNSを活用したプロモーション活動

- ア 受託者が主体的にSNSを活用し、広く情報の周知に努めること。SNSは最低でも2つの媒体を活用し、有料広告の発信も行うこと。活用する媒体については、ターゲットへの訴求力が高いと思われるものを検討すること。また、有料広告を活用する場合は、発注者と協議のうえ、ランディングページやバナー等の画像を作成すること。(媒体例:TikTok、YouTube、Instagram)
- イ 動画配信状況等効果の検証のための分析を行い、動画の表示・再生回数等を定期的に報告すること。
- ウ 業務完了後も大町町の魅力や情報を町民主体で発信できるよう、自走型の仕組みを構築すること。そのため、最低3名の発信リーダーを選定し、最大10ページ程度の投稿ガイドライン(案)の作成及び基礎知識や実践的スキルを習得する研修会を最低1回実施すること。
- エ SNS投稿は8月から3月まで、月に4件、年間30件程度の投稿を行うものとする。
- オ 有料広告は媒体あたり最低1月を行うこと。

(3) 交通広告を活用したプロモーション活動

- ア 首都圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)を中心とした交通広告媒体について、ターゲット層への訴求力が高い駅・路線を検討のうえ企画提案すること。
(例:駅構内広告、中吊り広告等)
- イ 交通広告に掲載する内容について企画及び制作を行うこと。(例:観光資源のPR、地域特産品のPR、町のブランドイメージ向上につながる情報発信)

等) また、視認性や訴求力を高めるため、写真、イラスト、キャッチコピー等を活用した広告デザインを制作すること。

ウ 掲載期間は令和8年7月から令和8年12月末までの間に、1週間以上は掲載すること。

エ 受託者は、企画内容に基づき、交通広告媒体の手配及び広告掲載に係るすべての業務を行うこと。

(4) 町内事業者と連携したプロモーション

(1)～(3)のプロモーション活動について、町の特産品や観光資源を十分に活用し、町内事業者にとって利益をもたらす活動とすること。

(5) 成果物の提出

ア 制作した5分程度ロング動画データ等に使用した全データを納めたもの

- ・納期 令和8年10月16日(金)
- ・納入場所 大町町役場企画政策課

イ ア以外制作した動画一式及び業務の実施内容をまとめた資料

- ・納期 令和9年3月26日(金)
- ・納入場所 大町町役場企画政策課

4 業務の目標

SNSを活用したプロモーション活動は、制作する複数の動画において最低1本以上は10万インプレッション以上を目標とする。また、受託者は選択したSNSを基に適切なKPIを設定し、検証・報告すること。

(KPI例：動画再生回数、SNSフォロワー数)

5 報告

- (1) 受託者は、業務の進捗状況等については、定期的な報告をすること。
- (2) 定期的な報告書及び実績報告書については、発注者と協議のうえ、決定する。
- (3) 受託者は、受託期間が終了した日から10日以内に、契約期間全体の実績等を取りまとめた完了報告書を作成し、発注者に提出する。

ア 委託業務の実施期間

イ 委託業務に要した経費

ウ 「3 業務の内容」に基づく実施内容

エ 事業実施における成果

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、効率的かつ適切に実施されるように、委託業務を総括する責任者を置き、全ての工程における運営管理を徹底すること。

- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、発注者と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果物（写真・著作権等）の著作権は、すべて発注者に帰属し、発注者が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体手段による公開等の二次利用を行うことができるものとする。
- (4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (5) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由により成果物の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。